



鳥取県公報

令和6年5月28日（火）
第9599号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（366）（公文書館）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（367）（企業支援課）・・・・・・・・ 2
	漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正 （368）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（デジタル改革課）・・・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第366号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月28日

鳥取県立公文書館長 澤 弘 一

委託の相手	委託期間
河本家保存会	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
倉吉博物館協会	〃
一般社団法人境港観光協会	〃
鳥取県教科図書販売株式会社	〃
鳥取県立博物館振興会	〃
鳥取市鹿野往来交流館	〃
公益財団法人鳥取市文化財団	〃
鳥取大学生生活協同組合	〃
株式会社ヤードクリエイション	〃
一般財団法人米子市文化財団	〃

鳥取県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズ鳥取店 鳥取市古海590ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日
平成21年11月5日ほか
- 届出年月日
令和6年5月16日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和6年5月28日から4日間
- 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第368号

令和5年鳥取県告示第586号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和6年5月28日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和6年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
加入区の名 称	区 域	区 分	加入区の名 称	区 域	区 分
略			略		
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合のうち旧境港市漁業協同組合の区域	6 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち <u>2</u> から5に掲げる漁業以外の漁業であつて鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業	鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合のうち旧境港市漁業協同組合の区域	6 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち <u>1</u> から5に掲げる漁業以外の漁業であつて鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業
		略			略

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月28日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けてい

ない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	令和6年9月2日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和6年9月3日（火）、 同月4日（水）、同月6日 （金）及び同月9日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月5日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月10日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和6年9月5日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		令和6年9月6日（金）及 び同月9日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月10日（火）	午前8時30分から午後2時まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和6年9月2日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和6年9月3日（火）、 同月4日（水）及び同月9 日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月6日（金）	午後1時20分から午後5時10分まで
		令和6年9月10日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和6年9月6日（金）	午後0時50分から午後5時10分まで
		令和6年9月9日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月10日（火）	午前8時30分から午後2時まで
4号警備業務	新規取得講習	令和6年9月2日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和6年9月3日（火）及 び同月4日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月5日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和6年9月6日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和6年9月10日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和6年9月5日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		令和6年9月6日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
令和6年9月10日（火）	午前8時30分から午後2時まで		

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

5 講習事項

- (1) 新規取得講習
 - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 - ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)の アからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

令和6年7月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)の アに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)の イに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)の ウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書(4)
- 6の(1)の エに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)の オに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を8の警察署において納付すること。

なお、受講申込書を提出した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、既納の受講手数料は還付しない。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円

2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 令和6年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 第2期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675
- 5 契約金額 74,025,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 令和6年度庁内LANシステムの管理運営及び保守業務一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 270,127,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると

その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220